

平成 29 年度 第 2 回猿払村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 7 月 21 日 (金) 14 時 00 分から 15 時 00 分

2. 開催場所 猿払村役場 3 階 委員会室

3. 出席委員 (9 人)

| | | |
|----|------|------|
| 会長 | 10 番 | 円丁会長 |
| 委員 | 1 番 | 水野委員 |
| | 2 番 | 羽鳥委員 |
| | 3 番 | 早坂委員 |
| | 4 番 | 港委員 |
| | 6 番 | 仲野委員 |
| | 7 番 | 木村委員 |
| | 8 番 | 森 委員 |
| | 9 番 | 宮尾委員 |

4. 欠席委員 (1 人) 5 番 大武委員

5. 議事日程

第 1 会期決定

第 2 会議録署名委員の指名について

第 3 事務報告

第 4 報告 農地所有適格法人の代表者の変更について

第 5 議案第 1 号 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の報告等について

第 6 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する意見について

第 7 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について

第 8 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第 9 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 小林局長

事務局次長 浮中次長

農地係長 林係長

農地係 佐藤主事

7. 会議の概要

円 丁 会 長

ただいまの出席委員数は9人です。定足数に達しておりますので、平成29年度第2回総会を開催いたします。日程に入る前に一言ごあいさつ申し上げます。このたび農業委員の改選が行われまして、先ほど行いました臨時総会において、会長に選任されました。

初めてのことなのでうまくいかどうかわかりませんが委員の皆様や事務局の皆様の御協力を得ながら誠実に務めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします

日程第1会期の決定について。

会期は本日1日限りといたしますがこれにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りといたします。

日程第2、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第36条の規定により1番水野正継君、2番羽鳥元治君を指名いたします。

日程第3事務報告内容について事務局より報告いたします。

小 林 局 長

日程第3事務報告。平成29年5月16日から平成29年7月20日までの報告とさせていただきます。

5月16日、平成29年度の第1回猿払村農業委員会総会をこの会場にて開催をしております。委員さん9名の出席となっております。

続きまして、5月22日から5月23日、平成29年度の農業者年金業務新任職員研修会の方に出席しております。札幌市で開催しております。佐藤主事が出席をしております。内容につきましては新任の職員研修ということもありまして農業者年金制度の概要の説明、また、被保険者資格等についての研修、また、年金の給付等の手続きの仕方等研修を受けてきております。

続いて5月24日、同じく平成29年度の市町村農業委員会職員の基礎研修会を札幌市の方で開催しております。こちらにつきましても佐藤主事が出席いたしまして、内容につきましては基礎研修ということなので農業委員会の制度の概要だとか農業委員会法に基づく業務、また農地法、農業経営基盤強化法の基礎となる部分についての研修を受けてきております。

続きまして7月4日、平成29年度の宗谷農村パートナー対策協議会の第1回の運営委員会を浜頓別町で開催しております。浮中次長と佐藤主事が出席しております、こちらのパートナー対策協議会につきましては宗谷地方農業委員会連合会の取り組みとして宗谷農村パートナー対策協議会というものがございまして、本年度からは3年間浜頓別町の農業委員会が事務局となって事務を進めているところでございます。今年度も10月に婚活イベントを予定しております、大きな内容につきましてはこれから詳細を決めていくという予定となっております。

続きまして7月18日から19日、農業者年金業務担当者の地区別研修会を旭川市の方で開催をしております。こちらにつきましても佐藤主事が出席いたしまして先ほどの新任の研修会での基礎研修という部分よりも、もっと内容を掘り下げた形の中で実際の事務の流れを中心に手続きの仕方を進めるような形の内容となっております。事務報告につきましては以上です。

円 丁 会 長

ただいまの件について質疑を承ります。
質疑がなければ報告を終了いたします。

日程第4報告、農地所有適格法人の代表者の変更についてを議題といたします。内容について事務局より説明いたします。

小 林 局 長

日程第4報告、農地所有適格法人の代表者の変更について。

下記のとおり届出がありましたのでご報告いたします。平成29年7月21日提出猿払村農業委員会会長円丁辰夫。

内容につきましては、農地所有適格法人の代表者が変更になったということでございましてその変更の手続がありましたので報告させていただきます。

内容につきましては代表者の変更で旧代表取締役が〇〇〇〇さん、新代表といたしまして、〇〇〇〇さんに代表者が変更になったというものでございます。

内容については以上です。

円 丁 会 長

ただいまの件について質疑を承ります。

森 委 員

一ついいですか。

代表者の変更の日にちは特に要求されていないんですか？21日、今日の提出となっているけどこれは農業委員会への提出であって代表者の変更の日にちとは違うんでしょ？

小林局長 代表者変更の手續といたしまして農業委員会の方に受付けになっているのが6月19日。直近の総会の方に向けさせていただいたという形になってございます。

円丁会長 他にありませんか。質疑が無ければ報告を終了いたします。

日程第5議案第1号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等についてを議題といたします。

内容について事務局より説明をお願いします。

小林局長 日程第5議案第1号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等について。

下記のとおり農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告がありましたのでご審議願います。平成29年7月21日提出猿払村農業委員会会長円丁辰夫。

内容につきましては1件1法人、〇〇〇〇。決算時期が終わりまして、終わった後3カ月以内に農業委員会に届出を出すというふうになってございますので事務局の方に届出がありました。これから内容の方を資料を回して御覧・確認いただけたらというふうでございます。以上です。

円丁会長 質疑を承ります。
質疑がなければ本案を可決することにご異議ございませんか。

委員一同 (異議なしの声)

円丁会長 異議なしと認めます。よって日程第5議案第1号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等についてを原案どおり可決決定いたします。

日程第6議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

内容について事務局より説明いたします。

小林局長 日程第6議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見について。

下記のとおり、農地法第3条の規定による許可申請の提出がありましたので、ご審議願います。平成29年7月21日提出猿払村農業委員会会長円丁辰夫。内容につきましては芦野2158番1から23筆。

合わせまして 774, 431㎡を、譲渡人が芦野の○○○○さん、譲受人といたしまして、芦野の○○○○さんに3条の許可を得たいという申し出がございました。内容につきましては平成19年に10年間、使用貸借で利用権の設定をしていたんですが10年というのがもう少しで切れるということがございましたので、再度新たに使用貸借の利用権の設定をするという形になってございます。附属資料の議案第2号の見出しをめくりますと今回の利用権を設定する場所を示してございます。そちらを見てご確認いただけたらなと思います。内容については以上です。

円 丁 会 長 ただいまの件について質疑を承ります。
質疑がなければ本案を可決することにご異議ございませんか。

委 員 一 同 (異議なしの声)

円 丁 会 長 異議なしと認めます。よって日程第6議案第2号の農地法第3条の規定による許可申請に対する意見についてを原案どおり可決決定いたします。

日程第7議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。内容について事務局より説明いたします。

小 林 局 長 日程第7議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり農地法第五条の規定による許可申請の提出がありましたのでご審議願います。平成29年7月21日提出猿払村農業委員会会長円丁辰夫。

内容につきましては、所在につきまして浅茅野台地342番494、地目につきましては畑、面積につきましては48,675㎡のうち35,206.5㎡。譲渡人といたしましては浅茅野台地○○○○さん。譲受人といたしましては○○○○。期間につきましては平成29年9月1日から平成30年9月30日までの使用貸借というふうになってございます。こちらの場所につきましても別紙附属資料の、議案第3号の見出しをめくりましたら位置等ご確認ができるかと思います。また、裏面にですね、意見書としまして今回の5条に関する内容についてのチェックリストのようなものをつけてございます。こちらについて中身の方を目を通していただければというふうでございます。

続いて受付番号の4番。先ほどは受付番号3番だったんですが、下

段の4番につきまして。

場所につきましては芦野の3236番14。地目につきまして畑。面積につきましては8,660㎡。譲渡人といたしましては芦野の〇〇〇〇さん。譲受人といたしましては〇〇〇〇。これにつきましては許可日から所有権移転の転用という形になってございます。こちらにつきましても先ほどの附属資料の議案第3号という見出しの中に位置的な部分の図面と意見書の方も併せてつけさせていただいております。事業計画の中身につきましては先ほどの上段の受付番号3番の〇〇〇〇の方につきましては砂の採取のためということになってございまして、4番に受付されてます、譲受人の〇〇〇〇につきましては農業用施設に対する転用という中身となっております。内容につきましては以上です。

円 丁 会 長 議案第3号の件について質疑を承ります。質疑がなければ本案を可決することにご異議ございませんか。

委 員 一 同 (異議なしの声)

円 丁 会 長 異議なしと認めます。よって日程第7議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見についてを原案通り可決決定いたします。

日程第8議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について議題といたします。内容について事務局より説明いたします。

小 林 局 長 日程第8議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。下記の者にかかる農用地利用集積計画の決定についてご審議願います。平成29年7月21日提出猿払村農業委員会会長円丁辰夫。

内容につきましては所在地芦野2123番4から11筆。地目採草畑。11筆合わせまして面積が353,379㎡。対価といたしましては9,653,000円。売り渡しの時期といたしましては平成29年10月31日、譲渡人といたしましては北海道農業公社。譲受人といたしましては〇〇〇〇となっております。この件につきましては5年前の農地保有合理化事業の今回は買い入れについての内容となっておりますので、場所等につきましては附属資料の議案第4号の見出しをめぐっていただきますと、図面等位置図の方がこれで確認できるかと思っておりますのでご確認いただけたらというふうでございます。

内容については以上です。

ただいまの件について質疑を承ります。

質疑がなければ本案を可決することにご異議ございませんか。

委員一同

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、日程第8議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを原案どおり可決決定いたします。

日程第8その他。

その他として、事務局から何かありますか。

なければ、以上を持ちまして本日の日程をすべて終了いたしました
が、委員の皆さまからなにかありませんか。

なければ、第2回農業委員会総会を終了いたします。

議長 円 丁 辰 夫

会議録署名委員

水野正継 

会議録署名委員

羽鳥元治 